

桑名市特定空家等除却補助金

特定空家等の除却を推進し、地域住民の生命、身体及び財産の保護並びに生活環境の保全を図るため、**特定空家等を除却する方に除却費用の一部(上限30万円)を補助します。**

※特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と認められる空家等をいいます。

補助対象となる空家等	市が特定空家等と認めた空家等(措置命令を受けているものを除く。) ※特定空家等と認めるか否かの判断は市が判定を行いますので、事前にご相談下さい。
補助対象工事	次の①②すべてに該当する特定空家等の除却工事であること。 ①建設業法に基づく国土交通大臣若しくは三重県知事による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく三重県知事による解体工事業の登録を受けていること。 ②市内に本店、支店又は営業所を有し、当該本店、支店又は営業所において、見積書、契約書及び領収書を発行できること。
補助対象者	特定空家等の所有者又は相続人であって次の①～③をすべて満たす方であること。 ①市税等を滞納していない方。 ②暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者以外の方。 ③補助対象者のほかに、所有権、相続権、抵当権その他権利を有する方がいる場合にあつては、その全ての権利者から対象工事に係る同意を得ている方。
補助金額	補助対象工事に要する費用の1/3の額(上限額30万円) ※ただし1/3の額に1,000円未満の端数があるときは切り捨て
募集期間	令和7年5月7日(水)から令和7年12月26日(金)まで 予定件数8件(先着順で予算がなくなり次第終了)
注意事項	<ul style="list-style-type: none">市から補助金の交付決定を受ける前に工事に着手した場合は補助対象になりません。工事完了後30日以内に実績報告書の提出が必要です。(最終期限:令和8年3月13日)除却後の土地の住宅用地のみ空家等を除却することで土地の固定資産税が上がる場合、市の税務課へ事前相談することで相当額の減免を受けることができる場合があります。建築を行うなどの跡地利用の活用については都市計画法などの様々規制がかかる場合がありますので、市の担当窓口へ事前相談を行ってください。

【お問合せ・申請先】

〒511-8601 三重県桑名市中央町2-37 桑名市役所 都市創造部 都市管理課(4階)

TEL:0594-24-1220 / FAX0594-24-1472

E-mail:toshikanm@city.kuwana.lg.jp